

OBA MJ Feature Article II

市民と協働する弁護士

第8回 子どもの虐待に関する活動

— 石田文三会員の取組み —

子どもの虐待問題に取り組む

きっかけ(児童虐待防止 制度研究会)

私は、1985年に大阪弁護士会に登録し、少年問題対策特別委員会(現在の子どもの権利委員会)に所属しました。この委員会は、少年事件の付添人活動や学校問題を扱っていましたが、私自身は、児童養護施設で子どもたちがどう過ごしているのに関心がありました。それで先輩の瀬戸則夫会員に相談したところ、児童福祉に詳しい田中幹夫会員を紹介されました。

田中会員に、児童養護施設で子どもの人権が守られているかどうか調査したいと言ったところ、いきなり現場に行ってもまともな調査をさせてもらえないとたしなめられました。それよりも、施設が今困っている、「子どもの虐待の問題」を取り上げてはどうかと言われました。

それまで、私は「子どもの虐待」ということがあることすら知りませんでした。それで、田中会員にいろいろな方をご紹介いただき、お話を伺いました。そうすると、施設に入所している子どもについて、親が返せと言うと返さざるを得ない、家に戻された子どもが、また虐待を受けることもあるが、「親権の壁」があって、どうしようもないと聞かされました。原則、親権者の同意がないと施設に入所させることができないのです。

このような話を聞いて、虐待が起きないシステム・法律制度を作る、あるいは、運用を図ることができないかと思いました。それで、田中会員にトップに立ってもらい、期の近い会員とともに、「児童虐待防止制度研究会」を立ち上げ、児童相談所や児童養護施設の方、医師、研究者に、参加してもらいました。1990年の4月に設立し、月1回のペースで、翌年の3月まで研究会を行いました。そのなかで、日本の法律でも、親の同意がなく、養護施設に入所できない子どもにつ

いて、家庭裁判所の承認を得て施設に入所させる手続(児童福祉法28条、以下「28条申立」と言います。)や親権の喪失という手続があること(民法834条)がわかりました。

虐待事件への関与と 近弁連シンポ

研究会を解散して約1年後、研究会で知り合った児童相談所の方から、虐待事件が持ち込まれました。幼い子どもが大腿骨骨折で入院しているが虐待の疑いがあるというものです。直ちに、親権喪失宣告と審判前の保全処分を家庭裁判所に申立てしたところ、調査官が親権者を説得してくださり、関係者の調整も行われて解決しました。その後、子どもの笑顔の写真の付いた年賀状がずっと送られてきて、それを見る度に、弁護士冥利につきた案件でした。なお、子どもの入院治療費が未払であったため、病院から100万円近い請求が来たので、親権代行者に選任された弁護士が青くなっていました(笑)。

児童虐待防止制度研究会で研究したことを活かして、1991年に近畿弁護士会連合会で「子どもの権利条約と児童虐待」というシンポジウムを行いました。その中で、児童虐待について統一的な法律が必要であると宣言し、それが児童虐待の防止等に関する法律(2000年)につながったと思います。また、虐待あるいはその可能性を発見した医師が、守秘義務があるので通報することを躊躇うと言われていましたので、児童福祉法25条の一般的通告義務により、守秘義務は解除されるとの解釈を示しました。これが、厚生省(現厚労省)の「児童虐待等に関する児童福祉法の適正な運用について」という通知(1997年)に採用され、正直うれしかったです。

児童相談所との連携と APCAの活動

その後、少しずつですが、虐待事件の依頼が来るようになりました。むろん最初は、ほとんど無償に近いものでしたが、徐々に若干の費用が支給されていきました。さらに弁護士有志が各児童相談所に担当弁護士となって、相談を受けることも始めました。「児童相談所の担当弁護士を決めたので、利用してください」と押しかけて行ったのですが、児童相談所の方には、苦笑いされながらも受け入れてもらいました。このようにして、子どもの虐待事件を扱う基盤が整っていき、現在では、大阪府、大阪市、堺市の児童相談所が28条申立をする場合には、全件、弁護士に依頼するようになっており、高額ではありませんが、費用も支給されます。

また、現在、APCA（特定非営利活動法人 児童虐待防止協会：アプカ）の副理事長も務めています。APCAは、電話相談等を中心として活動している団体ですが、昨年、市町村が行う子どもや家庭の相談のバックアップのために専門家を派遣する事業を始めました。それで、若手の弁護士が市町村のバックアップにも乗り出してくれるようになっていきました。このように幅広い活動をしている団体ですが、事業収入が限られており、運営は容易ではありません。多くの弁護士に会員として参加いただければありがたいです。

今後

子どもの虐待の分野は、そこに弁護士（法律専門家）のニーズがあったのに、私を含めた弁護士には、そのニーズが見えなかった分野だったと思います。それが、児童相談所や研究者などの関係者の方々の導きで、私たち自身にもニーズが見えるようになり、岩佐嘉彦会員をはじめ多くの弁護士が、そのニーズに応じてきたと言えるように思います。そしてこの分野に対する弁護士のニーズは、ますます高まっており、福岡では、弁護士が児童相談所の任期付職員として採用されました。大阪でも、このようなことが行えないかと模索していますが、職員となった弁護士が任期終了後に帰ってこられる受け皿をつくることも必要だろうと思います。一方、親の代理人として活動することも必要だと思います。虐待のことを学び始めたころ、あるカウンセラーの方から、「虐待を受けた子どもが回復するための一番の近道は、親が子どもに謝ることです」と教えられました。親が虐待したかどうかを争う場合に弁護士が必要なことはもちろんですが、虐待があったとしても、子どもの回復のために、親をサポートする人間が必要であり、弁護士は、その役割の一端を担うことができると思うからです。

(Interviewer: 阿部秀一郎/Photo: 武田)

